

高齢者

自転車乗車用

児童生徒等

ヘルメットの購入を補助します!

※愛知県との協調補助

補助対象者(以下の①②を満たす方)

- ①名古屋市内在住
- ②平成16年4月2日～平成28年4月1日生まれの方
または昭和33年4月1日以前に生まれた方
(令和5年3月31日現在、満7歳以上満18歳以下となる方
または満65歳以上となる方)
※児童生徒等については、原則保護者が申請者となります
※令和3年度に補助を受けた方は今年度補助対象外です

補助額

ヘルメット1個の**購入額の2分の1**
(上限2,000円、10円未満切り捨て) ※対象者1人につき1個まで

申請期間

令和4年6月1日(水曜日)
～令和5年2月15日(水曜日) <必着>
※予算の上限に達した場合、期間中であっても補助を終了することがあります

対象となるヘルメット

以下のいずれかのマークの表示がある新品の自転車乗車用ヘルメット
①SGマーク ②JCFマーク ③CEマーク
④GSマーク ⑤CPSCマーク
※令和4年4月1日以降購入したヘルメットが対象となります



←ウェブサイトはこちら

(<https://www.city.nagoya.jp/sportsshimin/page/0000139737.html>)

申請方法

自転車安全利用テキスト

自転車安全利用テキスト(児童生徒等用、高齢者用)を区役所地域力推進室などで**受け取り**

※市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。

<注意> 補助対象者の方によるテキストの学習が補助の要件となっています。
受け取りの際はテキストの対象者をご確認ください。



テキストにより**自身で学習**(児童生徒は保護者の方と一緒に学習)

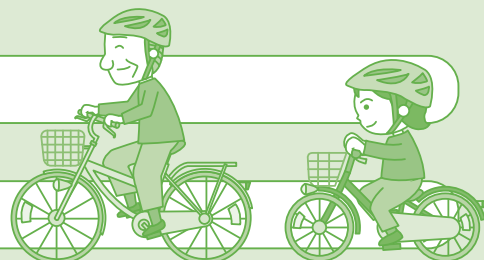


店舗等で**補助対象となる新品のヘルメット**を購入し、領収証等を受領

①チェックシート付**交付申請書兼誓約書兼実績報告書**、②**別紙付表**、③**領収証等**の3点をスポーツ市民局地域安全推進課へ郵送または区役所地域力推進室へ提出

交付**決定通知書兼確定通知書**到着

指定口座へ**補助金を振り込み**



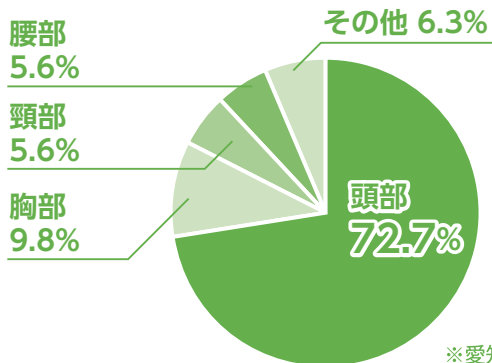
お問い合わせ

名古屋市スポーツ市民局地域安全推進課 TEL:052-972-3040

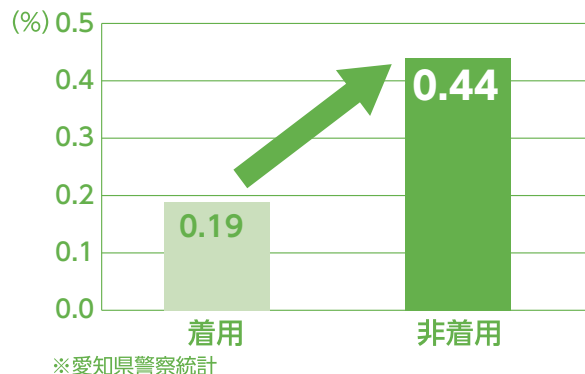
自転車に乗るとき ヘルメットをかぶっていますか？

自転車に乗っていて、もしも事故にあったとき、ヘルメットを着用していることがとても大切です！

自転車事故による死者のうち約7割が「**頭部**」の損傷が原因で亡くなっています。



ヘルメット非着用時の致死率は着用時に比べ約**2.3倍**となっています。



しっかり守ろう！

自転車安全利用五則

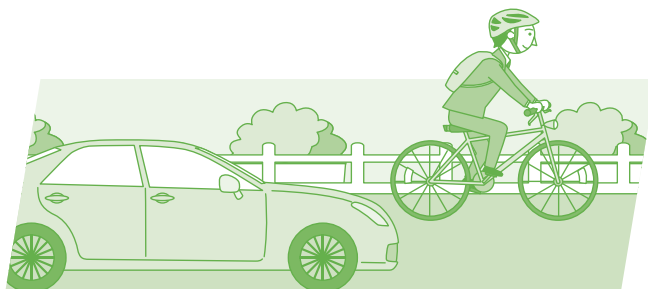
① 自転車は、車道が原則、歩道は例外

ただし、以下の場合は歩道を通ることができます
※普通自転車に限る

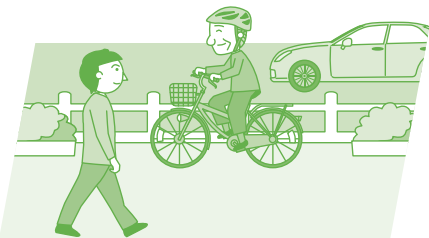
- ・「通行可」の標識・標示がある場合
- ・13歳未満の子ども、70歳以上の方、車道の安全な通行に支障がある、身体に障害がある方が運転している場合
- ・車道通行が危険な場合



② 車道は左側を通行



③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行



歩行者のじゃまになりそうなときは一時停止しましょう！

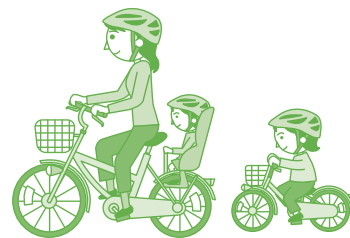
④ 安全ルールを守る

- ・飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
- ・夜間はライトを点灯
- ・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

ながらスマホはやめましょう！



⑤ 子どもはヘルメットを着用



幼児・児童以外の方も、自転車利用者はヘルメットの着用に努めましょう！（愛知県下では、令和3年10月1日から全年齢が努力義務に！）

自転車損害賠償保険等へ加入しましょう！

愛知県では、条例により自転車損害賠償保険等への加入が義務となっています。

自転車損害賠償保険等は、自動車向けの保険のほか、自動車保険や火災保険の特約等、様々な種類があります。まずは、現在加入している保険の補償範囲に、自転車事故による損害賠償責任が含まれているか確認しましょう。

